

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年9月9日提出
【計算期間】	第34特定期間(自 2020年12月11日至 2021年6月10日)
【ファンド名】	ワールド・リート・オープン（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、１兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル (日本含む)		
	年２回			
	年４回	日本	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年６回（隔月）	北米		
	年12回（毎月）	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他	オセアニア		
その他資産（投資信託 証券（不動産投信））		中南米	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
資産複合		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、不動産投信に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

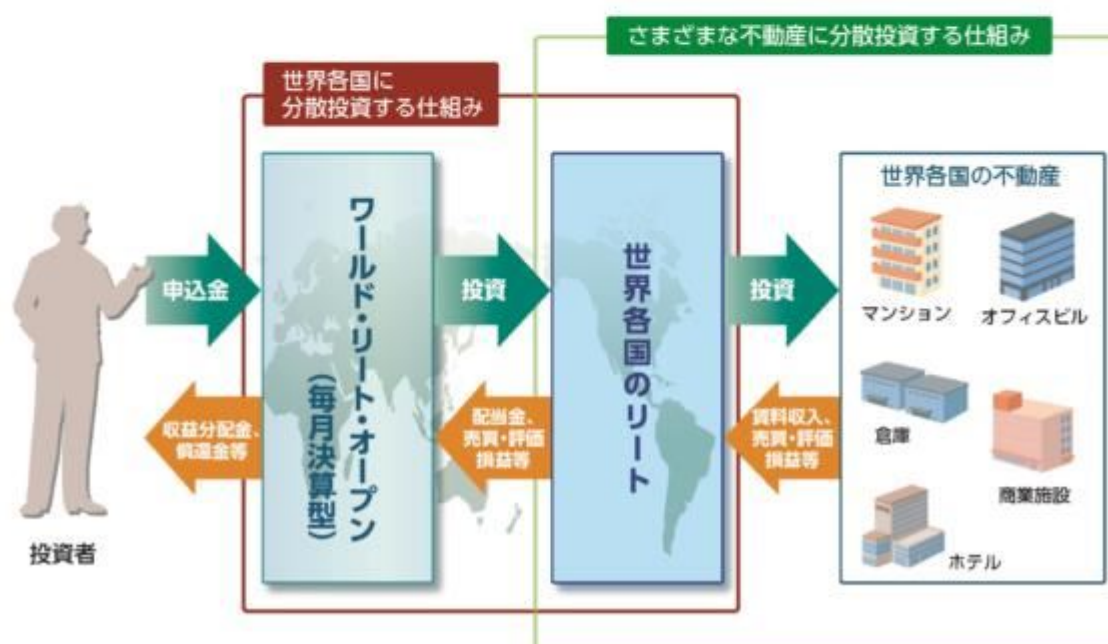
安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 **1**

世界各国の上場不動産投資信託(リート)に分散投資します。

- ◆ 世界各国の様々な業種のリートに分散投資することで、リート自体が持つ分散効果が更に拡大され、特定の国、特定の業種の景気変動の影響を受けるリスク等を分散・軽減する効果が期待されます。
- ◆ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。



*当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行っています。上記では、マザーファンドの記載が省略されています。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

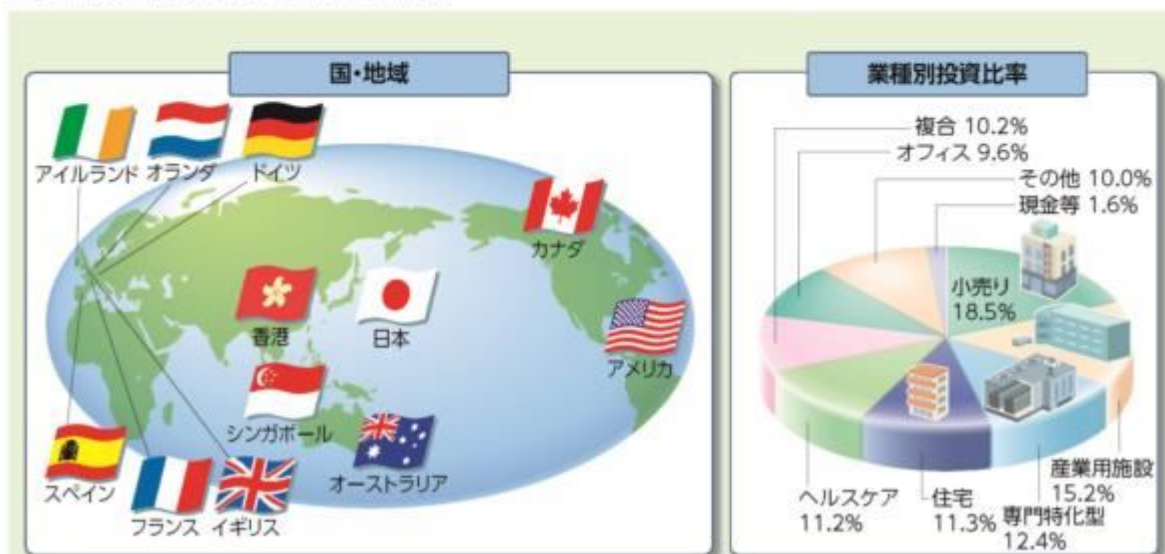
不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

■ 現在の投資先（2021年6月30日現在）



※上記の投資先は、将来変更となる可能性があります。業種別投資比率は純資産総額に対する比率です。四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

特色2

MSIMグループの運用ノウハウを活用します。

MSIMグループ(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ)とは…

世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレー・グループの資産運用部門で、リート(不動産関連株式等を含みます。)運用において大手の資産運用グループのひとつです。

◆ 運用体制は以下の通りです。

● MSIMグループのグローバル・リート運用体制



【MSIM(ロンドン)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。

また、同社は運用指図に関する権限の一部を、MSIMファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドに更に委託することができます。

【MSIM(米国)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。

【MSIM(シンガポール)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにマザーファンドのアジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の運用指図に関する権限を委託します。

◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ(運用手法)の融合によって行います。

【トップダウン・アプローチ】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

【ボトムアップ・アプローチ】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

◆ 相対的に割安で好配当が期待される銘柄に投資し、安定した配当利回りの確保と、値上がり益の獲得を目指します。

【配当利回り】

リー트의価格に対する年間配当金の割合を示す指標であり、リー트의価格水準の判断材料の一つとなります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



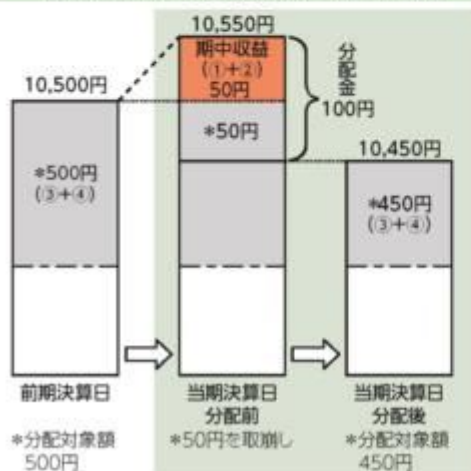
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

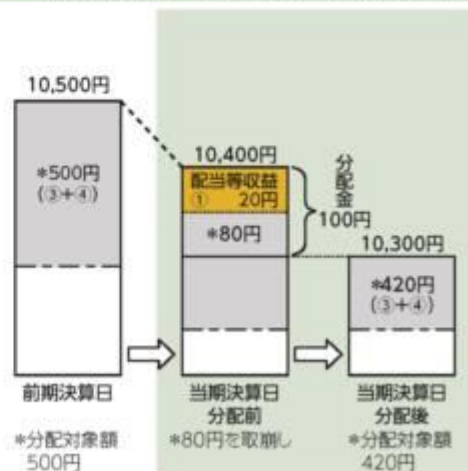
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



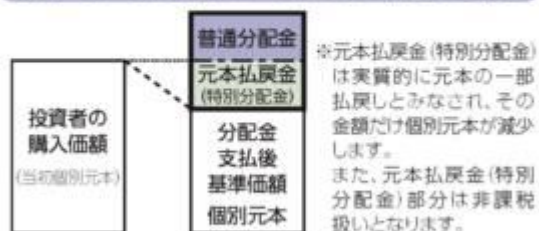
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

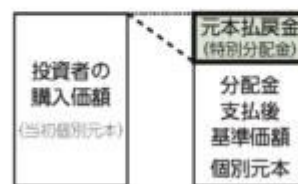
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



●ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

主要投資対象とする投資信託証券等以外の投資	主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りません。
マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への実質投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2004年7月2日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
 2010年5月10日 分配対象収益についての分配方針に係る重大な約款変更の適用
 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ 信託銀行株式会社 （再信託受託会社： 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信 株式会社	再委託先 （a）モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメン ト・インク （b）モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメン ト・リミテッド （c）モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメン ト・カンパニー
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、 受益権の発行等を行います。	（a）マザーファンドの資金配分および北米地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。 （b）マザーファンドの欧州地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。 （c）マザーファンドのアジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2021年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b．マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- c．ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、２つのアプローチの融合によって行います。
- d．不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f．資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有

価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．、b．の証券または証書の性質を有するもの
 - d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - e．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 - f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d．の証券およびe．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（１）投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

（２）投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

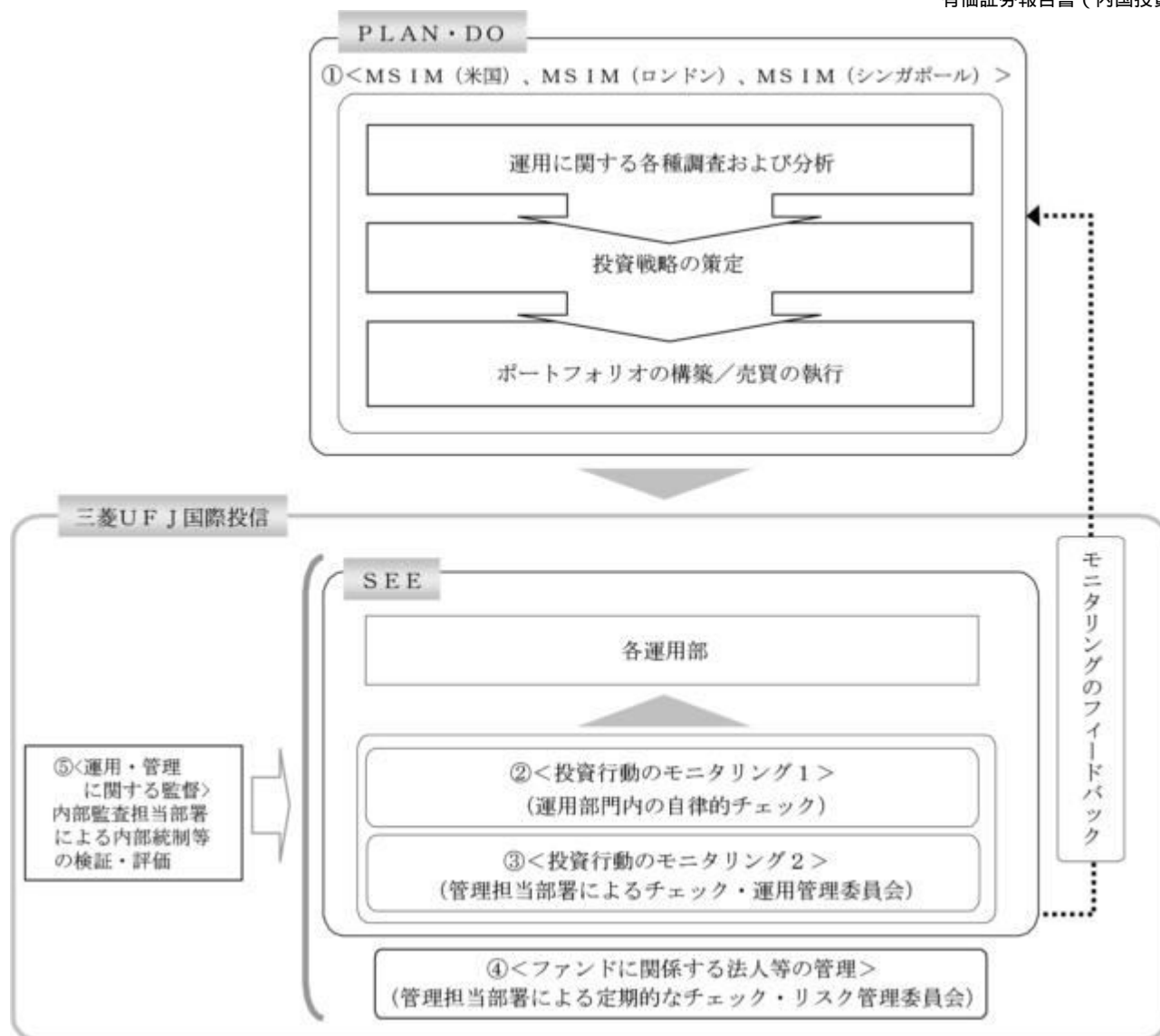
運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、MSIMファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドに更に委託することができます。

３．投資制限

- （１）主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- （２）有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- （３）投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- （４）外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- （５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （６）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

（３）【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、マザーファンドの運用の指図に関する権限を、MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

MSIM（ロンドン）は運用指図に関する権限の一部を、MSIMファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドに更に委託することができます。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに關係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。こ

の結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備

備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入の指図は行いません。

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

投資信託証券への投資

投資信託証券への実質投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産

総額の10%を限度とします。

c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リートの価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

信用リスク

リートの倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リートの価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートは市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴いま

す。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c．リートの構造上のリスク
 - (a) リートが投資する不動産に関するリスク
リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与ることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。
 - (b) リートの経営陣等に関するリスク
リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。
 - (c) リートの資金調達に関するリスク
リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - (d) リートの規模に関するリスク
一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
 - (e) リートの規制環境に関するリスク
リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。
- d．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびリスク・モニタリング部門によって実施しております。同部門により、投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システム等により売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.75%（税抜 2.50%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）が

あり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.705%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委

託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	155,868,483,103	99.49
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	792,452,369	0.51
純資産総額		156,660,935,472	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マ ザーファンド	55,617,656,772	2.8354	157,698,304,012	2.8025	155,868,483,103	99.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.49
合計	99.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第82計算期間末日（平成23年 7月11日）	544,127,877,320	552,305,111,249	4,991	5,066
第83計算期間末日（平成23年 8月10日）	463,876,300,753	472,397,607,780	4,083	4,158
第84計算期間末日（平成23年 9月12日）	477,463,129,624	486,093,042,510	4,149	4,224
第85計算期間末日（平成23年10月11日）	439,447,448,962	447,999,246,872	3,854	3,929
第86計算期間末日（平成23年11月10日）	450,522,542,816	458,999,279,547	3,986	4,061
第87計算期間末日（平成23年12月12日）	435,770,799,552	444,183,015,510	3,885	3,960
第88計算期間末日（平成24年 1月10日）	425,535,245,047	433,872,589,584	3,828	3,903
第89計算期間末日（平成24年 2月10日）	451,972,917,912	459,128,642,558	4,106	4,171
第90計算期間末日（平成24年 3月12日）	448,348,844,257	455,257,469,274	4,218	4,283
第91計算期間末日（平成24年 4月10日）	435,798,586,591	442,587,453,825	4,173	4,238
第92計算期間末日（平成24年 5月10日）	427,898,909,698	434,602,882,732	4,149	4,214
第93計算期間末日（平成24年 6月11日）	405,401,482,180	412,009,617,056	3,988	4,053
第94計算期間末日（平成24年 7月10日）	412,600,343,487	419,139,594,725	4,101	4,166
第95計算期間末日（平成24年 8月10日）	401,847,022,113	407,278,711,758	4,069	4,124
第96計算期間末日（平成24年 9月10日）	377,034,242,656	382,104,295,383	4,090	4,145
第97計算期間末日（平成24年10月10日）	355,378,517,091	360,305,903,925	3,967	4,022
第98計算期間末日（平成24年11月12日）	343,722,356,342	348,495,543,988	3,961	4,016
第99計算期間末日（平成24年12月10日）	350,736,799,418	355,389,578,563	4,146	4,201
第100計算期間末日（平成25年 1月10日）	369,868,033,300	374,409,655,509	4,479	4,534

第101計算期間末日	(平成25年 2月12日)	396,751,667,383	401,281,692,837	4,817	4,872
第102計算期間末日	(平成25年 3月11日)	407,708,112,341	413,087,551,167	4,926	4,991
第103計算期間末日	(平成25年 4月10日)	448,621,282,861	454,235,762,667	5,194	5,259
第104計算期間末日	(平成25年 5月10日)	491,782,670,878	497,689,994,781	5,411	5,476
第105計算期間末日	(平成25年 6月10日)	444,935,235,853	450,997,305,258	4,771	4,836
第106計算期間末日	(平成25年 7月10日)	452,972,508,757	459,146,729,361	4,769	4,834
第107計算期間末日	(平成25年 8月12日)	431,065,351,665	437,371,785,335	4,443	4,508
第108計算期間末日	(平成25年 9月10日)	430,293,434,069	436,692,158,822	4,371	4,436
第109計算期間末日	(平成25年10月10日)	427,677,951,077	434,177,409,983	4,277	4,342
第110計算期間末日	(平成25年11月11日)	437,762,758,493	444,306,096,680	4,349	4,414
第111計算期間末日	(平成25年12月10日)	443,675,151,989	450,228,546,288	4,401	4,466
第112計算期間末日	(平成26年 1月10日)	442,822,123,089	449,346,977,755	4,411	4,476
第113計算期間末日	(平成26年 2月10日)	442,224,128,964	448,858,697,779	4,333	4,398
第114計算期間末日	(平成26年 3月10日)	457,654,490,286	464,336,535,315	4,452	4,517
第115計算期間末日	(平成26年 4月10日)	463,799,559,233	470,578,304,168	4,447	4,512
第116計算期間末日	(平成26年 5月12日)	480,414,028,100	487,281,698,520	4,547	4,612
第117計算期間末日	(平成26年 6月10日)	489,139,189,855	496,087,799,412	4,576	4,641
第118計算期間末日	(平成26年 7月10日)	494,054,246,254	501,241,293,676	4,468	4,533
第119計算期間末日	(平成26年 8月11日)	498,209,561,796	505,611,836,677	4,375	4,440
第120計算期間末日	(平成26年 9月10日)	532,846,257,072	540,387,737,057	4,593	4,658
第121計算期間末日	(平成26年10月10日)	523,138,271,123	530,914,453,757	4,373	4,438
第122計算期間末日	(平成26年11月10日)	571,638,689,718	579,407,854,307	4,783	4,848
第123計算期間末日	(平成26年12月10日)	591,802,567,972	600,071,873,830	5,010	5,080
第124計算期間末日	(平成27年 1月13日)	618,762,818,551	627,222,079,771	5,120	5,190
第125計算期間末日	(平成27年 2月10日)	636,614,458,072	645,382,845,777	5,082	5,152
第126計算期間末日	(平成27年 3月10日)	634,835,413,707	643,811,595,186	4,951	5,021
第127計算期間末日	(平成27年 4月10日)	649,806,563,241	658,998,519,795	4,949	5,019
第128計算期間末日	(平成27年 5月11日)	638,677,519,890	648,041,767,733	4,774	4,844
第129計算期間末日	(平成27年 6月10日)	631,619,762,102	641,105,426,556	4,661	4,731
第130計算期間末日	(平成27年 7月10日)	611,539,731,052	621,050,023,502	4,501	4,571
第131計算期間末日	(平成27年 8月10日)	629,622,567,820	639,162,590,162	4,620	4,690
第132計算期間末日	(平成27年 9月10日)	559,475,468,110	569,098,839,198	4,070	4,140
第133計算期間末日	(平成27年10月13日)	599,617,754,206	609,353,953,220	4,311	4,381
第134計算期間末日	(平成27年11月10日)	592,876,696,310	602,704,073,978	4,223	4,293
第135計算期間末日	(平成27年12月10日)	591,931,132,864	601,886,997,658	4,162	4,232
第136計算期間末日	(平成28年 1月12日)	570,839,500,570	581,099,708,377	3,895	3,965
第137計算期間末日	(平成28年 2月10日)	538,339,345,318	548,906,045,071	3,566	3,636
第138計算期間末日	(平成28年 3月10日)	587,599,123,885	598,509,677,859	3,770	3,840
第139計算期間末日	(平成28年 4月11日)	601,463,576,341	612,879,366,184	3,688	3,758
第140計算期間末日	(平成28年 5月10日)	626,171,772,118	637,910,124,692	3,734	3,804
第141計算期間末日	(平成28年 6月10日)	619,754,296,022	631,856,220,452	3,585	3,655
第142計算期間末日	(平成28年 7月11日)	605,907,839,524	618,198,316,179	3,451	3,521

第143計算期間末日	(平成28年 8月10日)	615,592,955,143	627,965,230,896	3,483	3,553
第144計算期間末日	(平成28年 9月12日)	598,342,263,590	611,019,072,291	3,304	3,374
第145計算期間末日	(平成28年10月11日)	584,174,911,964	597,119,960,051	3,159	3,229
第146計算期間末日	(平成28年11月10日)	557,374,170,261	570,317,418,861	3,014	3,084
第147計算期間末日	(平成28年12月12日)	609,197,888,223	622,000,070,979	3,331	3,401
第148計算期間末日	(平成29年 1月10日)	600,351,833,048	612,979,285,470	3,328	3,398
第149計算期間末日	(平成29年 2月10日)	579,213,921,262	588,292,254,551	3,190	3,240
第150計算期間末日	(平成29年 3月10日)	553,237,453,361	562,169,096,344	3,097	3,147
第151計算期間末日	(平成29年 4月10日)	540,112,959,698	548,954,937,047	3,054	3,104
第152計算期間末日	(平成29年 5月10日)	529,245,219,848	538,015,844,993	3,017	3,067
第153計算期間末日	(平成29年 6月12日)	508,462,906,390	517,163,984,883	2,922	2,972
第154計算期間末日	(平成29年 7月10日)	503,903,590,041	512,506,444,596	2,929	2,979
第155計算期間末日	(平成29年 8月10日)	486,564,075,026	495,133,370,175	2,839	2,889
第156計算期間末日	(平成29年 9月11日)	472,261,189,675	480,758,984,043	2,779	2,829
第157計算期間末日	(平成29年10月10日)	468,124,277,105	476,480,588,402	2,801	2,851
第158計算期間末日	(平成29年11月10日)	456,162,811,275	464,327,579,966	2,793	2,843
第159計算期間末日	(平成29年12月11日)	442,255,763,610	450,256,342,125	2,764	2,814
第160計算期間末日	(平成30年 1月10日)	418,311,857,391	426,138,874,170	2,672	2,722
第161計算期間末日	(平成30年 2月13日)	364,276,305,895	369,643,922,263	2,375	2,410
第162計算期間末日	(平成30年 3月12日)	343,733,735,828	348,900,122,493	2,329	2,364
第163計算期間末日	(平成30年 4月10日)	332,481,121,143	337,546,502,639	2,297	2,332
第164計算期間末日	(平成30年 5月10日)	339,343,131,346	344,334,242,170	2,380	2,415
第165計算期間末日	(平成30年 6月11日)	337,579,959,626	342,499,182,502	2,402	2,437
第166計算期間末日	(平成30年 7月10日)	341,398,160,499	346,265,181,125	2,455	2,490
第167計算期間末日	(平成30年 8月10日)	330,925,835,395	335,732,038,944	2,410	2,445
第168計算期間末日	(平成30年 9月10日)	322,777,754,263	327,528,883,371	2,378	2,413
第169計算期間末日	(平成30年10月10日)	308,893,279,691	313,604,860,468	2,295	2,330
第170計算期間末日	(平成30年11月12日)	309,143,383,101	313,839,661,013	2,304	2,339
第171計算期間末日	(平成30年12月10日)	300,850,556,153	305,521,113,182	2,254	2,289
第172計算期間末日	(平成31年 1月10日)	272,515,807,725	277,179,947,062	2,045	2,080
第173計算期間末日	(平成31年 2月12日)	294,028,965,178	296,694,093,866	2,206	2,226
第174計算期間末日	(平成31年 3月11日)	276,659,603,469	279,217,695,759	2,163	2,183
第175計算期間末日	(平成31年 4月10日)	273,605,803,687	276,093,974,776	2,199	2,219
第176計算期間末日	(令和 1年 5月10日)	260,569,155,313	263,026,105,948	2,121	2,141
第177計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	255,233,055,653	257,670,036,307	2,095	2,115
第178計算期間末日	(令和 1年 7月10日)	255,160,013,181	257,575,440,477	2,113	2,133
第179計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	234,422,389,613	236,813,297,596	1,961	1,981
第180計算期間末日	(令和 1年 9月10日)	241,048,563,221	243,424,759,264	2,029	2,049
第181計算期間末日	(令和 1年10月10日)	236,126,112,215	238,475,401,764	2,010	2,030
第182計算期間末日	(令和 1年11月11日)	236,858,635,002	239,168,881,226	2,051	2,071
第183計算期間末日	(令和 1年12月10日)	232,876,757,320	235,154,000,126	2,045	2,065
第184計算期間末日	(令和 2年 1月10日)	225,549,447,202	227,793,804,543	2,010	2,030

第185計算期間末日	(令和 2年 2月10日)	222,667,829,929	223,768,690,874	2,023	2,033
第186計算期間末日	(令和 2年 3月10日)	168,345,949,426	169,381,038,001	1,626	1,636
第187計算期間末日	(令和 2年 4月10日)	147,515,501,331	148,529,909,404	1,454	1,464
第188計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	136,632,021,902	137,642,340,616	1,352	1,362
第189計算期間末日	(令和 2年 6月10日)	156,746,978,330	157,752,880,909	1,558	1,568
第190計算期間末日	(令和 2年 7月10日)	136,149,438,982	137,148,635,205	1,363	1,373
第191計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	141,056,570,458	142,047,597,064	1,423	1,433
第192計算期間末日	(令和 2年 9月10日)	137,642,415,946	138,623,610,834	1,403	1,413
第193計算期間末日	(令和 2年10月12日)	137,792,459,676	138,767,330,886	1,413	1,423
第194計算期間末日	(令和 2年11月10日)	139,535,699,922	140,498,673,232	1,449	1,459
第195計算期間末日	(令和 2年12月10日)	139,791,918,774	140,732,004,530	1,487	1,497
第196計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	134,027,297,656	134,954,594,771	1,445	1,455
第197計算期間末日	(令和 3年 2月10日)	139,555,311,639	140,468,853,300	1,528	1,538
第198計算期間末日	(令和 3年 3月10日)	142,713,626,760	143,617,215,181	1,579	1,589
第199計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	148,237,412,237	149,128,551,466	1,663	1,673
第200計算期間末日	(令和 3年 5月10日)	152,455,581,883	153,338,783,587	1,726	1,736
第201計算期間末日	(令和 3年 6月10日)	160,063,259,033	160,938,488,647	1,829	1,839
	令和 2年 6月末日	140,177,367,806	—	1,399	—
	7月末日	137,825,338,184	—	1,387	—
	8月末日	140,357,797,069	—	1,424	—
	9月末日	132,202,709,863	—	1,351	—
	10月末日	124,439,086,865	—	1,289	—
	11月末日	140,923,721,390	—	1,486	—
	12月末日	138,090,835,592	—	1,484	—
	令和 3年 1月末日	138,523,274,926	—	1,505	—
	2月末日	142,586,917,526	—	1,570	—
	3月末日	148,772,201,568	—	1,660	—
	4月末日	153,476,166,356	—	1,734	—
	5月末日	154,702,030,532	—	1,760	—
	6月末日	156,660,935,472	—	1,806	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第82計算期間	75円
第83計算期間	75円
第84計算期間	75円
第85計算期間	75円
第86計算期間	75円
第87計算期間	75円
第88計算期間	75円

第89計算期間	65円
第90計算期間	65円
第91計算期間	65円
第92計算期間	65円
第93計算期間	65円
第94計算期間	65円
第95計算期間	55円
第96計算期間	55円
第97計算期間	55円
第98計算期間	55円
第99計算期間	55円
第100計算期間	55円
第101計算期間	55円
第102計算期間	65円
第103計算期間	65円
第104計算期間	65円
第105計算期間	65円
第106計算期間	65円
第107計算期間	65円
第108計算期間	65円
第109計算期間	65円
第110計算期間	65円
第111計算期間	65円
第112計算期間	65円
第113計算期間	65円
第114計算期間	65円
第115計算期間	65円
第116計算期間	65円
第117計算期間	65円
第118計算期間	65円
第119計算期間	65円
第120計算期間	65円
第121計算期間	65円
第122計算期間	65円
第123計算期間	70円
第124計算期間	70円
第125計算期間	70円
第126計算期間	70円
第127計算期間	70円
第128計算期間	70円
第129計算期間	70円
第130計算期間	70円

第131計算期間	70円
第132計算期間	70円
第133計算期間	70円
第134計算期間	70円
第135計算期間	70円
第136計算期間	70円
第137計算期間	70円
第138計算期間	70円
第139計算期間	70円
第140計算期間	70円
第141計算期間	70円
第142計算期間	70円
第143計算期間	70円
第144計算期間	70円
第145計算期間	70円
第146計算期間	70円
第147計算期間	70円
第148計算期間	70円
第149計算期間	50円
第150計算期間	50円
第151計算期間	50円
第152計算期間	50円
第153計算期間	50円
第154計算期間	50円
第155計算期間	50円
第156計算期間	50円
第157計算期間	50円
第158計算期間	50円
第159計算期間	50円
第160計算期間	50円
第161計算期間	35円
第162計算期間	35円
第163計算期間	35円
第164計算期間	35円
第165計算期間	35円
第166計算期間	35円
第167計算期間	35円
第168計算期間	35円
第169計算期間	35円
第170計算期間	35円
第171計算期間	35円
第172計算期間	35円

第173計算期間	20円
第174計算期間	20円
第175計算期間	20円
第176計算期間	20円
第177計算期間	20円
第178計算期間	20円
第179計算期間	20円
第180計算期間	20円
第181計算期間	20円
第182計算期間	20円
第183計算期間	20円
第184計算期間	20円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円
第187計算期間	10円
第188計算期間	10円
第189計算期間	10円
第190計算期間	10円
第191計算期間	10円
第192計算期間	10円
第193計算期間	10円
第194計算期間	10円
第195計算期間	10円
第196計算期間	10円
第197計算期間	10円
第198計算期間	10円
第199計算期間	10円
第200計算期間	10円
第201計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第82計算期間	3.38
第83計算期間	16.69
第84計算期間	3.45
第85計算期間	5.30
第86計算期間	5.37
第87計算期間	0.65
第88計算期間	0.46
第89計算期間	8.96

第90計算期間	4.31
第91計算期間	0.47
第92計算期間	0.98
第93計算期間	2.31
第94計算期間	4.46
第95計算期間	0.56
第96計算期間	1.86
第97計算期間	1.66
第98計算期間	1.23
第99計算期間	6.05
第100計算期間	9.35
第101計算期間	8.77
第102計算期間	3.61
第103計算期間	6.76
第104計算期間	5.42
第105計算期間	10.62
第106計算期間	1.32
第107計算期間	5.47
第108計算期間	0.15
第109計算期間	0.66
第110計算期間	3.20
第111計算期間	2.69
第112計算期間	1.70
第113計算期間	0.29
第114計算期間	4.24
第115計算期間	1.34
第116計算期間	3.71
第117計算期間	2.06
第118計算期間	0.93
第119計算期間	0.62
第120計算期間	6.46
第121計算期間	3.37
第122計算期間	10.86
第123計算期間	6.20
第124計算期間	3.59
第125計算期間	0.62
第126計算期間	1.20
第127計算期間	1.37
第128計算期間	2.12
第129計算期間	0.90
第130計算期間	1.93
第131計算期間	4.19

第132計算期間	10.38
第133計算期間	7.64
第134計算期間	0.41
第135計算期間	0.21
第136計算期間	4.73
第137計算期間	6.64
第138計算期間	7.68
第139計算期間	0.31
第140計算期間	3.14
第141計算期間	2.11
第142計算期間	1.78
第143計算期間	2.95
第144計算期間	3.12
第145計算期間	2.26
第146計算期間	2.37
第147計算期間	12.84
第148計算期間	2.01
第149計算期間	2.64
第150計算期間	1.34
第151計算期間	0.22
第152計算期間	0.42
第153計算期間	1.49
第154計算期間	1.95
第155計算期間	1.36
第156計算期間	0.35
第157計算期間	2.59
第158計算期間	1.49
第159計算期間	0.75
第160計算期間	1.51
第161計算期間	9.80
第162計算期間	0.46
第163計算期間	0.12
第164計算期間	5.13
第165計算期間	2.39
第166計算期間	3.66
第167計算期間	0.40
第168計算期間	0.12
第169計算期間	2.01
第170計算期間	1.91
第171計算期間	0.65
第172計算期間	7.71
第173計算期間	8.85

第174計算期間	1.04
第175計算期間	2.58
第176計算期間	2.63
第177計算期間	0.28
第178計算期間	1.81
第179計算期間	6.24
第180計算期間	4.48
第181計算期間	0.04
第182計算期間	3.03
第183計算期間	0.68
第184計算期間	0.73
第185計算期間	1.14
第186計算期間	19.13
第187計算期間	9.96
第188計算期間	6.32
第189計算期間	15.97
第190計算期間	11.87
第191計算期間	5.13
第192計算期間	0.70
第193計算期間	1.42
第194計算期間	3.25
第195計算期間	3.31
第196計算期間	2.15
第197計算期間	6.43
第198計算期間	3.99
第199計算期間	5.95
第200計算期間	4.38
第201計算期間	6.54

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第82計算期間	77,429,128,682	20,019,062,120	1,090,297,857,276
第83計算期間	78,488,528,515	32,612,115,463	1,136,174,270,328
第84計算期間	47,606,558,931	33,125,777,709	1,150,655,051,550
第85計算期間	27,930,908,337	38,346,238,488	1,140,239,721,399
第86計算期間	25,640,379,597	35,648,536,775	1,130,231,564,221
第87計算期間	26,103,121,898	34,705,891,595	1,121,628,794,524
第88計算期間	20,958,141,224	30,940,997,380	1,111,645,938,368
第89計算期間	30,780,398,720	41,545,622,292	1,100,880,714,796

第90計算期間	30,053,267,807	68,068,595,360	1,062,865,387,243
第91計算期間	31,966,457,116	50,390,731,303	1,044,441,113,056
第92計算期間	19,577,290,172	32,637,936,327	1,031,380,466,901
第93計算期間	20,114,057,342	34,858,389,349	1,016,636,134,894
第94計算期間	22,818,009,661	33,415,492,514	1,006,038,652,041
第95計算期間	20,546,322,968	39,005,039,531	987,579,935,478
第96計算期間	16,730,181,786	82,482,348,565	921,827,768,699
第97計算期間	21,402,404,730	47,341,658,086	895,888,515,343
第98計算期間	16,416,795,409	44,453,011,382	867,852,299,370
第99計算期間	17,768,673,583	39,661,128,322	845,959,844,631
第100計算期間	23,364,565,282	43,574,917,299	825,749,492,614
第101計算期間	35,217,885,588	37,326,386,525	823,640,991,677
第102計算期間	32,599,939,694	28,634,957,998	827,605,973,373
第103計算期間	62,349,320,634	26,189,169,912	863,766,124,095
第104計算期間	74,860,015,255	29,807,077,223	908,819,062,127
第105計算期間	70,639,460,301	46,832,460,110	932,626,062,318
第106計算期間	42,481,926,877	25,227,896,197	949,880,092,998
第107計算期間	39,203,971,372	18,863,499,616	970,220,564,754
第108計算期間	34,241,461,637	20,042,833,596	984,419,192,795
第109計算期間	32,487,753,529	16,990,191,526	999,916,754,798
第110計算期間	30,090,017,533	23,339,358,900	1,006,667,413,431
第111計算期間	31,422,032,747	29,874,938,573	1,008,214,507,605
第112計算期間	35,982,323,867	40,373,036,612	1,003,823,794,860
第113計算期間	36,313,769,720	19,434,669,836	1,020,702,894,744
第114計算期間	30,872,926,165	23,568,893,300	1,028,006,927,609
第115計算期間	42,975,493,851	28,098,585,219	1,042,883,836,241
第116計算期間	36,279,502,393	22,598,658,528	1,056,564,680,106
第117計算期間	40,375,795,489	27,923,620,659	1,069,016,854,936
第118計算期間	57,999,417,952	21,316,669,455	1,105,699,603,433
第119計算期間	52,009,422,260	18,897,505,465	1,138,811,520,228
第120計算期間	48,144,254,947	26,728,085,157	1,160,227,690,018
第121計算期間	60,298,417,836	24,190,317,866	1,196,335,789,988
第122計算期間	37,791,647,932	38,871,347,190	1,195,256,090,730
第123計算期間	47,779,928,597	61,706,611,023	1,181,329,408,304
第124計算期間	60,658,975,500	33,522,495,131	1,208,465,888,673
第125計算期間	70,952,027,996	26,791,101,547	1,252,626,815,122
第126計算期間	57,390,717,207	27,705,892,342	1,282,311,639,987
第127計算期間	62,070,266,549	31,245,255,822	1,313,136,650,714
第128計算期間	43,974,608,138	19,361,566,888	1,337,749,691,964
第129計算期間	45,436,718,623	28,091,488,546	1,355,094,922,041
第130計算期間	40,451,434,358	36,933,149,117	1,358,613,207,282
第131計算期間	26,501,935,202	22,254,807,780	1,362,860,334,704

第132計算期間	41,868,254,067	29,961,290,467	1,374,767,298,304
第133計算期間	32,261,536,234	16,143,260,983	1,390,885,573,555
第134計算期間	27,926,471,920	14,900,949,914	1,403,911,095,561
第135計算期間	43,018,775,175	24,663,471,472	1,422,266,399,264
第136計算期間	62,365,728,308	18,888,155,060	1,465,743,972,512
第137計算期間	60,905,555,538	17,120,991,823	1,509,528,536,227
第138計算期間	65,632,862,157	16,510,830,627	1,558,650,567,757
第139計算期間	87,619,299,579	15,442,746,892	1,630,827,120,444
第140計算期間	56,822,824,260	10,742,434,124	1,676,907,510,580
第141計算期間	68,004,699,112	16,065,862,441	1,728,846,347,251
第142計算期間	53,933,903,334	26,997,871,167	1,755,782,379,418
第143計算期間	49,460,199,093	37,774,613,709	1,767,467,964,802
第144計算期間	60,976,016,709	17,471,309,807	1,810,972,671,704
第145計算期間	58,235,796,765	19,915,884,563	1,849,292,583,906
第146計算期間	43,813,123,143	44,070,192,662	1,849,035,514,387
第147計算期間	37,379,946,941	57,532,210,393	1,828,883,250,935
第148計算期間	49,660,735,926	74,622,212,277	1,803,921,774,584
第149計算期間	68,248,260,939	56,503,377,565	1,815,666,657,958
第150計算期間	35,645,396,900	64,983,458,078	1,786,328,596,780
第151計算期間	33,042,508,193	50,975,635,104	1,768,395,469,869
第152計算期間	22,408,048,511	36,678,489,263	1,754,125,029,117
第153計算期間	33,006,336,215	46,915,666,534	1,740,215,698,798
第154計算期間	28,114,597,070	47,759,384,788	1,720,570,911,080
第155計算期間	34,535,325,602	41,247,206,747	1,713,859,029,935
第156計算期間	24,878,981,871	39,179,138,134	1,699,558,873,672
第157計算期間	22,241,013,416	50,537,627,634	1,671,262,259,454
第158計算期間	22,780,608,413	61,089,129,567	1,632,953,738,300
第159計算期間	23,464,534,517	56,302,569,711	1,600,115,703,106
第160計算期間	23,454,024,996	58,166,372,136	1,565,403,355,966
第161計算期間	27,764,642,257	59,563,321,513	1,533,604,676,710
第162計算期間	10,885,175,925	68,379,376,797	1,476,110,475,838
第163計算期間	9,423,768,662	38,282,388,347	1,447,251,856,153
第164計算期間	8,861,006,804	30,081,198,750	1,426,031,664,207
第165計算期間	10,782,277,331	31,321,691,156	1,405,492,250,382
第166計算期間	11,223,268,942	26,138,197,454	1,390,577,321,870
第167計算期間	13,063,842,375	30,440,149,965	1,373,201,014,280
第168計算期間	11,351,978,625	27,087,533,435	1,357,465,459,470
第169計算期間	14,209,000,133	25,508,523,309	1,346,165,936,294
第170計算期間	13,260,771,778	17,633,018,760	1,341,793,689,312
第171計算期間	11,834,622,315	19,183,446,073	1,334,444,865,554
第172計算期間	17,211,071,867	19,044,698,112	1,332,611,239,309
第173計算期間	14,810,628,143	14,857,523,192	1,332,564,344,260

第174計算期間	7,416,413,969	60,934,612,954	1,279,046,145,275
第175計算期間	6,532,294,973	41,492,895,446	1,244,085,544,802
第176計算期間	5,098,197,702	20,708,424,983	1,228,475,317,521
第177計算期間	6,585,261,375	16,570,251,894	1,218,490,327,002
第178計算期間	6,248,904,701	17,025,583,674	1,207,713,648,029
第179計算期間	5,836,834,279	18,096,490,743	1,195,453,991,565
第180計算期間	5,723,483,638	13,079,453,622	1,188,098,021,581
第181計算期間	5,655,373,466	19,108,620,279	1,174,644,774,768
第182計算期間	5,589,160,788	25,110,823,290	1,155,123,112,266
第183計算期間	4,663,629,201	21,165,338,157	1,138,621,403,310
第184計算期間	6,772,625,682	23,215,358,311	1,122,178,670,681
第185計算期間	5,874,121,395	27,191,846,286	1,100,860,945,790
第186計算期間	3,912,413,695	69,684,784,239	1,035,088,575,246
第187計算期間	4,733,966,916	25,414,468,709	1,014,408,073,453
第188計算期間	3,152,757,231	7,242,116,434	1,010,318,714,250
第189計算期間	4,724,312,355	9,140,447,586	1,005,902,579,019
第190計算期間	4,210,743,952	10,917,099,534	999,196,223,437
第191計算期間	2,936,350,496	11,105,967,347	991,026,606,586
第192計算期間	2,851,436,547	12,683,154,711	981,194,888,422
第193計算期間	4,552,939,305	10,876,617,558	974,871,210,169
第194計算期間	3,006,046,212	14,903,945,816	962,973,310,565
第195計算期間	2,920,443,251	25,807,996,841	940,085,756,975
第196計算期間	4,197,256,538	16,985,898,046	927,297,115,467
第197計算期間	2,938,945,441	16,694,399,319	913,541,661,589
第198計算期間	2,574,357,395	12,527,597,514	903,588,421,470
第199計算期間	4,731,897,055	17,181,088,712	891,139,229,813
第200計算期間	2,246,892,133	10,184,417,614	883,201,704,332
第201計算期間	4,546,444,516	12,518,534,277	875,229,614,571

（参考）

ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資状況

令和 3年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	マルタ共和国	—	—
投資証券	アメリカ	110,259,432,390	67.89
	日本	15,499,120,400	9.54
	オーストラリア	11,119,543,655	6.85

	イギリス	5,217,717,270	3.21
	シンガポール	4,779,797,931	2.94
	フランス	4,046,124,956	2.49
	香港	2,237,706,307	1.38
	カナダ	2,147,454,933	1.32
	スペイン	1,914,419,554	1.18
	オランダ	1,664,873,908	1.03
	アイルランド	1,187,039,924	0.73
	ドイツ	810,105,428	0.50
	小計	160,883,336,656	99.06
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,525,554,080	0.94
純資産総額		162,408,890,736	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	852,945	13,668.79	11,658,729,328	13,429.94	11,455,001,026	7.05
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	293,563	32,492.82	9,538,691,831	33,558.81	9,851,627,406	6.07
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	109,858	89,628.47	9,846,405,305	88,721.65	9,746,783,180	6.00
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	800,170	8,718.12	6,975,983,841	9,223.47	7,380,350,231	4.54
アメリカ	投資証券	UDR INC	944,523	5,491.37	5,186,726,343	5,470.39	5,166,911,630	3.18
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	354,571	14,993.54	5,316,275,251	14,484.87	5,135,916,330	3.16
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	1,373,233	3,827.17	5,255,601,359	3,724.33	5,114,378,901	3.15
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	1,310,150	3,610.43	4,730,214,035	3,432.40	4,496,963,052	2.77
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	193,044	23,305.84	4,499,052,732	23,256.07	4,489,446,669	2.76
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	2,522,197	1,683.17	4,245,311,546	1,767.13	4,457,053,011	2.74
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	876,127	4,141.22	3,628,235,531	4,148.96	3,635,017,280	2.24
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	165,081	20,946.36	3,457,847,647	20,238.35	3,340,967,320	2.06
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	1,665,304	1,969.42	3,279,699,324	1,871.01	3,115,806,432	1.92
アメリカ	投資証券	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	875,583	3,750.87	3,284,201,159	3,538.55	3,098,302,980	1.91
アメリカ	投資証券	NETSTREIT CORP	1,117,980	2,624.06	2,933,650,400	2,570.98	2,874,309,810	1.77
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	443,736	6,402.29	2,840,930,455	6,399.26	2,839,584,077	1.75
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	1,114,806	2,685.98	2,994,355,762	2,544.44	2,836,563,445	1.75
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	316,690	8,409.60	2,663,239,074	8,321.14	2,635,223,410	1.62
アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	483,400	5,388.56	2,604,831,548	5,214.95	2,520,908,184	1.55
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	287,115	8,122.10	2,331,977,029	7,804.73	2,240,856,892	1.38
香港	投資証券	LINK REIT	2,069,023	1,078.67	2,231,813,729	1,081.52	2,237,706,307	1.38
アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	889,584	2,392.95	2,128,731,100	2,235.92	1,989,045,418	1.22

オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	1,518,665	1,213.55	1,842,978,949	1,305.81	1,983,095,841	1.22
アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	253,024	8,029.21	2,031,583,792	7,721.80	1,953,801,077	1.20
アメリカ	投資証券	EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	1,461,279	1,415.42	2,068,329,367	1,299.31	1,898,661,724	1.17
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	4,823,043	391.49	1,888,198,183	390.66	1,884,189,270	1.16
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,568	729,000	1,872,072,000	693,000	1,779,624,000	1.10
アメリカ	投資証券	CYRUSONE INC	211,048	8,989.04	1,897,120,644	8,053.54	1,699,683,805	1.05
アメリカ	投資証券	URBAN EDGE PROPERTIES	793,399	2,213.68	1,756,335,280	2,108.76	1,673,088,551	1.03
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	6,868,747	243.54	1,672,825,635	242.71	1,667,116,332	1.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	各種金融	—
投資証券	—	99.06
合計		99.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

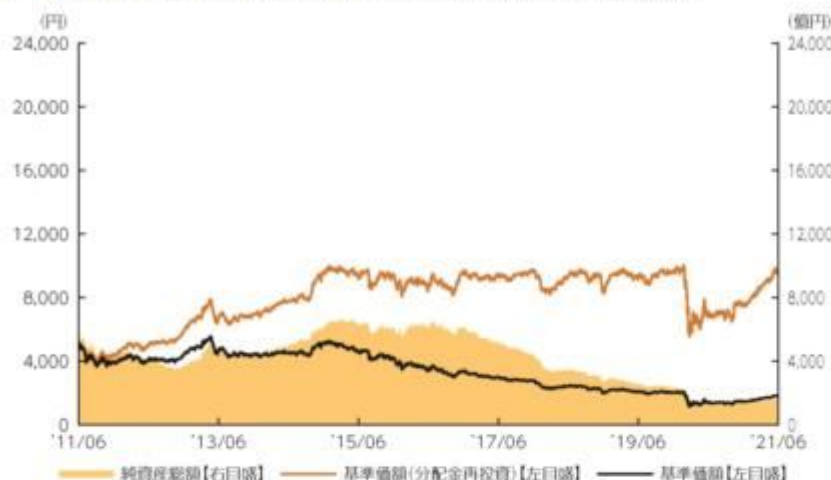
参考情報



運用実績

2021年6月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2011年6月30日～2021年6月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	1,806円
純資産総額	1,566億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2021年6月	10円
2021年5月	10円
2021年4月	10円
2021年3月	10円
2021年2月	10円
2021年1月	10円

直近1年間累計 120円

設定来累計 12,330円

•分配金は1万円当たり、税引前

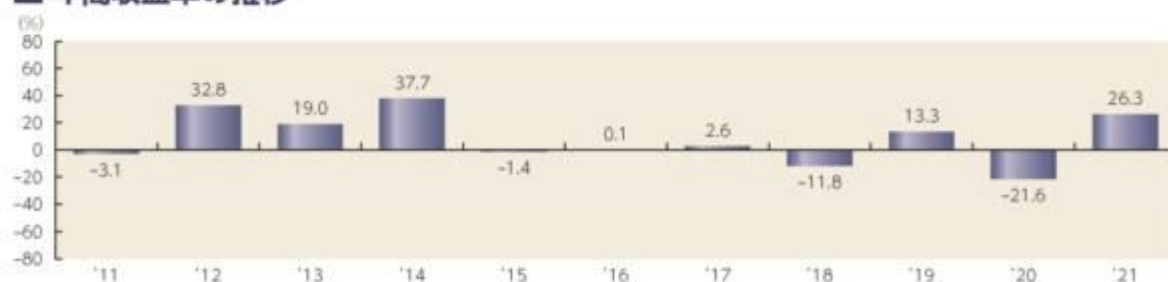
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	68.0%
2 円	10.2%
3 オーストラリアドル	6.9%
4 ユーロ	6.0%
5 イギリスポンド	3.2%
6 シンガポールドル	3.0%
7 香港ドル	1.4%
8 カナダドル	1.3%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 PROLOGIS INC	産業用施設	アメリカ	7.0%
2 PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	6.0%
3 EQUINIX INC	専門特化型	アメリカ	6.0%
4 WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	4.5%
5 UDR INC	住宅	アメリカ	3.2%
6 SIMON PROPERTY GROUP INC	小売り	アメリカ	3.1%
7 HEALTHPEAK PROPERTIES INC	ヘルスケア	アメリカ	3.1%
8 VICI PROPERTIES INC	専門特化型	アメリカ	2.8%
9 AVALONBAY COMMUNITIES INC	住宅	アメリカ	2.8%
10 GOODMAN GROUP	産業用施設	オーストラリア	2.7%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から6月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2004年7月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、１年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、１年毎に自動延長するものとします。

運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年６月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年12月11日から令和3年6月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年12月10日現在]	当期 [令和 3年 6月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,865,588,174	1,918,543,114
親投資信託受益証券	139,085,263,060	159,271,953,962
未収入金	291,523,611	223,475,130
流動資産合計	141,242,374,845	161,413,972,206
資産合計	141,242,374,845	161,413,972,206
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	940,085,756	875,229,614
未払解約金	311,640,591	252,256,767
未払受託者報酬	12,773,881	14,354,359
未払委託者報酬	185,221,227	208,138,185
未払利息	1,283	915
その他未払費用	733,333	733,333
流動負債合計	1,450,456,071	1,350,713,173
負債合計	1,450,456,071	1,350,713,173
純資産の部		
元本等		
元本	940,085,756,975	875,229,614,571
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	800,293,838,201	715,166,355,538
（分配準備積立金）	73,859,203	27,326,932
元本等合計	139,791,918,774	160,063,259,033
純資産合計	139,791,918,774	160,063,259,033
負債純資産合計	141,242,374,845	161,413,972,206

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 2年 6月11日 至 令和 2年12月10日	当期 自 令和 2年12月11日 至 令和 3年 6月10日
営業収益		
受取利息	2,811	464
有価証券売買等損益	600,782,041	37,203,811,042
営業収益合計	600,779,230	37,203,811,506
営業費用		
支払利息	147,627	52,626
受託者報酬	76,056,820	79,417,979
委託者報酬	1,102,823,791	1,151,560,615
その他費用	4,399,998	4,399,998
営業費用合計	1,183,428,236	1,235,431,218
営業利益又は営業損失（ ）	1,784,207,466	35,968,380,288
経常利益又は経常損失（ ）	1,784,207,466	35,968,380,288
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,784,207,466	35,968,380,288
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	163,548,965	257,899,634
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	849,155,600,689	800,293,838,201
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,900,398,876	72,669,374,161
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,900,398,876	72,669,374,161
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,568,629,894	17,858,374,408
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,568,629,894	17,858,374,408
分配金	5,849,347,993	5,393,997,744
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	800,293,838,201	715,166,355,538

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当期〔令和 3年 6月10日現在〕

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年12月10日現在]	当期 [令和 3年 6月10日現在]
１．期首元本額	1,005,902,579,019円	940,085,756,975円
期中追加設定元本額	20,477,959,763円	21,235,793,078円
期中一部解約元本額	86,294,781,807円	86,091,935,482円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	800,293,838,201円	715,166,355,538円
３．受益権の総数	940,085,756,975口	875,229,614,571口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 6月11日 至 令和 2年12月10日	当期 自 令和 2年12月11日 至 令和 3年 6月10日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第190期 令和 2年 6月11日 令和 2年 7月10日	2.分配金の計算過程 第196期 令和 2年12月11日 令和 3年 1月12日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>736,771,857円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	736,771,857円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>617,485,077円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	617,485,077円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	736,771,857円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	617,485,077円											

前期 自 令和 2年 6月11日 至 令和 2年12月10日			当期 自 令和 2年12月11日 至 令和 3年 6月10日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	276,028,950,915円	収益調整金額	C	252,832,889,826円
分配準備積立金額	D	89,902,613円	分配準備積立金額	D	72,527,969円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	276,855,625,385円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	253,522,902,872円
当ファンドの期末残存口数	F	999,196,223,437口	当ファンドの期末残存口数	F	927,297,115,467口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,770円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,733円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	999,196,223円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	927,297,115円
第191期 令和 2年 7月11日 令和 2年 8月11日			第197期 令和 3年 1月13日 令和 3年 2月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	161,662,793円	費用控除後の配当等収益額	A	133,119,457円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	273,574,500,147円	収益調整金額	C	248,808,929,038円
分配準備積立金額	D	27,014,532円	分配準備積立金額	D	40,170,406円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	273,763,177,472円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	248,982,218,901円
当ファンドの期末残存口数	F	991,026,606,586口	当ファンドの期末残存口数	F	913,541,661,589口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,762円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,725円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	991,026,606円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	913,541,661円
第192期 令和 2年 8月12日 令和 2年 9月10日			第198期 令和 3年 2月11日 令和 3年 3月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	149,531,537円	費用控除後の配当等収益額	A	411,648,590円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	269,977,899,138円	収益調整金額	C	245,285,344,028円
分配準備積立金額	D	88,430,835円	分配準備積立金額	D	80,814,379円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	270,215,861,510円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	245,777,806,997円
当ファンドの期末残存口数	F	981,194,888,422口	当ファンドの期末残存口数	F	903,588,421,470口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,753円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,720円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	981,194,888円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	903,588,421円
第193期 令和 2年 9月11日 令和 2年10月12日			第199期 令和 3年 3月11日 令和 3年 4月12日		
項目			項目		

前期 自 令和 2年 6月11日 至 令和 2年12月10日			当期 自 令和 2年12月11日 至 令和 3年 6月10日		
費用控除後の配当等収益額	A	568,078,419円	費用控除後の配当等収益額	A	604,579,427円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	267,458,713,304円	収益調整金額	C	241,460,968,056円
分配準備積立金額	D	41,262,522円	分配準備積立金額	D	39,898,276円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	268,068,054,245円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	242,105,445,759円
当ファンドの期末残存口数	F	974,871,210,169口	当ファンドの期末残存口数	F	891,139,229,813口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,749円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,716円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	974,871,210円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	891,139,229円
第194期 令和 2年10月13日 令和 2年11月10日			第200期 令和 3年 4月13日 令和 3年 5月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	403,371,497円	費用控除後の配当等収益額	A	198,664,521円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	263,809,838,654円	収益調整金額	C	239,045,714,099円
分配準備積立金額	D	24,045,680円	分配準備積立金額	D	20,444,358円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	264,237,255,831円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	239,264,822,978円
当ファンドの期末残存口数	F	962,973,310,565口	当ファンドの期末残存口数	F	883,201,704,332口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,743円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,709円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	962,973,310円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	883,201,704円
第195期 令和 2年11月11日 令和 2年12月10日			第201期 令和 3年 5月11日 令和 3年 6月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	314,786,369円	費用控除後の配当等収益額	A	248,027,433円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	256,976,383,077円	収益調整金額	C	236,188,666,245円
分配準備積立金額	D	41,098,561円	分配準備積立金額	D	41,868,383円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	257,332,268,007円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,478,562,061円
当ファンドの期末残存口数	F	940,085,756,975口	当ファンドの期末残存口数	F	875,229,614,571口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,737円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,701円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	940,085,756円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	875,229,614円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 6月11日 至 令和 2年12月10日	当期 自 令和 2年12月11日 至 令和 3年 6月10日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年12月10日現在]	当期 [令和 3年 6月10日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左

区分	前期 [令和 2年12月10日現在]	当期 [令和 3年 6月10日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年12月10日現在]	当期 [令和 3年 6月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	4,673,487,445	10,038,053,950
合計	4,673,487,445	10,038,053,950

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年12月10日現在]	当期 [令和 3年 6月10日現在]
1口当たり純資産額	0.1487円	0.1829円
(1万口当たり純資産額)	(1,487円)	(1,829円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	56,172,657,813	159,271,953,962	
合 計		56,172,657,813	159,271,953,962	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年 6月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	3,118,725,836
コール・ローン	252,801,289
投資証券	164,734,311,108
派生商品評価勘定	36,555
未収入金	337,105,641
未収配当金	216,778,660
流動資産合計	168,659,759,089
資産合計	168,659,759,089
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	255,952
未払金	2,407,380,835
未払解約金	228,040,570
未払利息	120

[令和 3年 6月10日現在]

流動負債合計	2,635,677,477
負債合計	2,635,677,477
純資産の部	
元本等	
元本	58,553,357,139
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	107,470,724,473
元本等合計	166,024,081,612
純資産合計	166,024,081,612
負債純資産合計	168,659,759,089

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

[令和 3年 6月10日現在]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年 6月10日現在]
1. 期首	令和 2年12月11日
期首元本額	70,402,050,990円
期中追加設定元本額	950,356,159円
期中一部解約元本額	12,799,050,010円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	1,434,858,207円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	484,363,249円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	56,172,657,813円
ワールド・リート・オープン（1年決算型）	378,584,955円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	45,906,449円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	36,986,466円
合計	58,553,357,139円

	[令和 3年 6月10日現在]
2. 受益権の総数	58,553,357,139口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年12月11日 至 令和 3年 6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 6月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品

区分	[令和 3年 6月10日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年 6月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	8,841,435,518
合計	8,841,435,518

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 3年 6月10日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	イギリスポンド	16,633,773	—	16,670,328	36,555
	売建				
	アメリカドル	83,556,312	—	83,586,651	30,339
	シンガポールドル	154,017,672	—	154,202,299	184,627
	ユーロ	50,525,204	—	50,566,190	40,986
合計		304,732,961	—	305,025,468	219,397

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年 6月10日現在]
1口当たり純資産額	2.8354円
(1万口当たり純資産額)	(28,354円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692	—	—	
ユーロ 小計		20,047,692		— (一)	
合 計		20,047,692		— (一)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,307	1,174,263,000	
		G L P 投資法人	7,615	1,430,858,500	
		日本プロロジスリート投資法人	4,268	1,515,140,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人	3,181	581,804,900	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,493	876,391,000	
		日本ビルファンド投資法人	2,568	1,872,072,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	1,441	989,967,000	

		日本都市ファンド投資法人	10,024	1,157,772,000	
		オリックス不動産投資法人	4,724	1,010,936,000	
		日本プライムリアルティ投資法人	1,894	853,247,000	
		N T T都市開発リート投資法人	5,565	925,459,500	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	5,496	884,856,000	
		インヴィンシブル投資法人	12,692	591,447,200	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	10,079	709,561,600	
		ジャパンエクセレント投資法人	4,876	796,250,800	
円合計			78,223	15,370,026,500	
アメリカドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	287,115	21,088,596.75	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	139,149	26,496,752.58	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	483,400	23,556,082.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	266,392	56,144,777.92	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	1,321,362	32,095,882.98	
		CYRUSONE INC	260,793	21,199,862.97	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	131,759	21,197,387.92	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	1,461,279	18,704,371.20	
		EQUINIX INC	104,263	84,454,072.63	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	316,690	24,084,274.50	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	341,753	9,941,594.77	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	1,454,776	50,349,797.36	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,665,304	29,659,064.24	
		INVITATION HOMES INC	876,127	32,810,956.15	
		JBG SMITH PROPERTIES	231,568	8,035,409.60	
		KILROY REALTY CORP	285,018	20,695,156.98	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	144,718	15,387,864.94	
		LIFE STORAGE INC	124,481	13,252,247.26	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	889,584	19,250,597.76	
		NETSTREIT CORP	1,117,980	26,529,665.40	
		PROLOGIS INC	852,945	105,432,531.45	
		PUBLIC STORAGE	293,563	86,260,551.92	
		RETAIL PROPERTIES OF AME - A	793,134	10,072,801.80	
		RLJ LODGING TRUST	316,017	5,128,955.91	
		RPT REALTY	1,008,301	14,045,632.93	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	388,690	52,702,477.10	
		UDR INC	856,678	42,551,196.26	
		URBAN EDGE PROPERTIES	531,481	10,735,916.20	
		VICI PROPERTIES INC	1,310,150	42,776,397.50	
		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	1,094,627	37,129,747.84	
		WELLTOWER INC	852,304	67,195,647.36	
アメリカドル合計			20,201,401	1,028,966,272.18 (112,826,151,744)	

カナダドル	投資証券	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	197,212	16,009,670.16	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	355,566	7,779,784.08	
カナダドル合計			552,778	23,789,454.24 (2,153,183,503)	
オーストラリアドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	1,518,665	22,172,509.00	
		GOODMAN GROUP	2,522,197	51,074,489.25	
		MIRVAC GROUP	6,868,747	20,125,428.71	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	4,557,319	11,393,297.50	
		STOCKLAND	4,823,043	22,716,532.53	
オーストラリアドル合計			20,289,971	127,482,256.99 (10,796,472,344)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	1,519,177	7,869,336.86	
		DERWENT LONDON PLC	110,000	3,935,800.00	
		HAMMERSON PLC	6,879,060	2,977,257.16	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	1,506,139	10,922,520.02	
		SEGRO PLC	850,877	9,185,217.21	
イギリスポンド合計			10,865,253	34,890,131.25 (5,399,247,810)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	2,069,023	156,728,492.25	
香港ドル合計			2,069,023	156,728,492.25 (2,214,573,595)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	103,500	305,325.00	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	5,870,600	8,336,252.00	
		KEPPEL DC REIT	7,359,900	19,135,740.00	
		KEPPEL REIT	4,942,700	5,881,813.00	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	3,924,000	8,358,120.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	5,452,700	15,213,033.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	5,010,416	10,121,040.32	
シンガポールドル合計			32,663,816	67,351,323.32 (5,574,669,031)	
ユーロ	投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	412,240	6,377,352.80	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES-CV	308,837	7,609,743.68	
		GECINA SA	89,257	12,143,414.85	
		HIBERNIA REIT PLC	7,217,145	8,920,391.22	
		ICADE	112,025	8,513,900.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	282,729	2,691,580.08	
		KLEPIERRE	193,074	4,973,586.24	
		MERCIALYS	684,743	7,484,240.99	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,361,340	13,166,880.48	
		NSI NV	171,717	6,027,266.70	
ユーロ合計			10,833,107	77,908,357.04 (10,399,986,581)	
				164,734,311,108	

合計		(149,364,284,608)	
----	--	-------------------	--

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 31銘柄	—	100.00%	68.49%
カナダドル	投資証券 2銘柄	—	100.00%	1.31%
オーストラリアドル	投資証券 5銘柄	—	100.00%	6.55%
イギリスポンド	投資証券 5銘柄	—	100.00%	3.28%
香港ドル	投資証券 1銘柄	—	100.00%	1.34%
シンガポールドル	投資証券 7銘柄	—	100.00%	3.38%
ユーロ	株式 1銘柄	—	—	—
	投資証券 10銘柄	—	100.00%	6.31%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	157,010,537,055
負債総額	349,601,583
純資産総額（ - ）	156,660,935,472
発行済口数	867,450,830,090口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.1806
（10,000口当たり）	（1,806）

（参考）

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	165,626,184,462
負債総額	3,217,293,726
純資産総額（ - ）	162,408,890,736
発行済口数	57,950,620,776口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.8025
（10,000口当たり）	（28,025）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2021年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	897	17,600,344
追加型公社債投資信託	16	1,436,394
単位型株式投資信託	79	355,163
単位型公社債投資信託	45	187,593
合 計	1,037	19,579,494

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,398,457	2 56,803,388
有価証券	1,960,318	2,001
前払費用	575,904	598,135
未収入金	14,559	31,359
未収委託者報酬	10,296,453	13,216,357
未収収益	2 638,994	2 662,230
金銭の信託	100,000	2,300,000

その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	687,565	533,622
未払金		
未払収益分配金	131,478	158,856
未払償還金	395,400	133,877
未払手数料	2 4,026,078	2 5,200,810
その他未払金	2 3,818,195	2 4,412,521
未払費用	2 4,402,578	2 4,755,909
未払消費税等	629,469	752,617
未払法人税等	617,341	873,027
賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938

時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	2 27,106,451	2 26,689,896
広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490

印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費	-	8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入	-	16,395
事務過誤費	3,483	-
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747
経常利益	13,753,799	13,368,595
特別利益		
投資有価証券売却益	174,842	2,007,655
特別利益合計	174,842	2,007,655
特別損失		
投資有価証券売却損	75,963	51,737
投資有価証券評価損	163,865	26,317
固定資産除却損	1 8,832	1 536

固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法に

については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

（損益計算書関係）

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--	--------------------------------------	-------------------------------------

支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
---------------------	---------	---------

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756

減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額		
	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻（注2）	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入（注2）	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注2）	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注3）	科目	期末残高（注3）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
- 3．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
１株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
１株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2021年３月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2021年３月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
P a y P a y 銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	36,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社新生銀行	512,204 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,682 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社神奈川銀行	6,191 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社静岡中央銀行	2,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	23,497 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡中央銀行	4,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社豊和銀行	12,495 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252 百万円	銀行業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,064 百万円	金融業務を営んでいます。

藍澤證券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
リーディング証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
岡地証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
きらぼしライフデザイン証券株 式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社しん証券さかもと	300 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
島大証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
GMOクリック証券株式会社	4,346 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
十六ＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
めぶき証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	375 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	10,857 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタン レー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

岡崎信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

（３）再委託先

名称	資本金の額（注１）	事業の内容
モルガン・スタンレー・インベ ストメント・マネジメント・イン ク	475,872千米ドル （2019年12月末現在）	各種の証券を購入、売却、交換 および取引することを含む投資 運用業務を営んでいます。
モルガン・スタンレー・インベ ストメント・マネジメント・リ ミテッド	1,000,003米ドル （2020年12月末現在）	
モルガン・スタンレー・インベ ストメント・マネジメント・カン パニー	50万シンガポール・ドル （2019年12月末現在）	

（注１）発行済み普通株式と払込資本の合計額。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社

ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先

マザーファンドの運用指図等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年6月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年12月21日	臨時報告書
2021年 3月 9日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年 3月 9日	有価証券報告書
2021年 3月22日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年７月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・リート・オープン（毎月決算型）の令和２年12月11日から令和３年６月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・リート・オープン（毎月決算型）の令和３年６月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。